

令和6年度
高槻市立柱本小学校
いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの判断

いじめ防止対策推進法の定義に基づいて判断します。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

ア. 法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」を活用して行う。

- エ. 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有する。
- オ. いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

(2) 学校教育目標

第七中学校区 「今とむきあい 人とつながり 自分を高める 七中校区」
柱本小学校 「自ら判断・行動し、よりよく生きる子どもの育成」
～自立、そして、社会参画をめざして～

(3) 基本方針

本校の教職員は、児童理解を深め、すべての児童が安全に安心して学ぶことができるよう努めます。また、健全な心身の成長及び人格の形成に資する指導を粘り強く行います。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級においても起こり得る」ものであることや、「誰もが加害者にも被害者にもなり得る」ものであることを十分認識し、児童が同じ失敗をくり返すことがないように、一人ひとりの成長につながる指導を行います。

そのため、いじめの早期発見や早期対応に努め、いじめの兆候に気付いた場合は、いじめ不登校対策委員会を中心に、以下の基本認識を持ちながら、児童一人ひとりに応じた指導や支援を組織的に行います。

ア. 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識をもって対応します。

教職員はいじめという行為はぜったいに許されないという姿勢で指導を行います。また、いじめをはやし立てたり面白がったりする行為や、周辺で傍観したりする行為はいじめに加担することになり、いじめと同様に許されないという認識のもと、関わったすべての児童が、いじめを受けた児童の思いを汲み取り、人権尊重の立場に立った行動ができるよう継続的な指導を行います。

イ. いじめを受けている児童の立場に立ち、早期発見に努めます。

校内の教育相談体制を充実させ、児童の表面的な言動にとらわれずに、内面の悩みや願いを受け止め、児童の発するサインを見逃さずに鋭敏に感知するよう努めます。

特に学級担任は、自分の学級でもいじめ事象が発生し得るという危機意識を常に持ち、児童の人間関係や生活の状況を日ごろから綿密に観察し、早期発見に努めます。

ウ. いじめ不登校対策委員会を中心に、組織的な対応を行います。

いじめの兆候に気づいた場合は、速やかに児童生徒支援加配や管理職に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会が中心となり、正確な事実を明らかにするための調査を組織的にを行います。

また、全教職員が連携し、速やかにいじめ行為をやめさせます。

エ. いじめを受けている児童及び保護者に対する支援を継続して行います。

いじめを受けている児童には「絶対に守る」という学校的意思を伝え、心のケアと安全確保に努めます。

また、保護者に事実経過や対策について十分に説明し、保護者の協力も得ながら児童に対する支援を行います。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を継続して行います。

オ. いじめに関係した児童の保護者と連携し、指導や支援を継続して行います。

いじめの解決のためには保護者が極めて重要な役割を担っておられることから、関係する保護者にも事実経過や学校の指導方針を丁寧に説明します。

特に、児童が過ちに気づき、心から反省し、好ましい人間関係を築けるようになるためには、保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさが必要であることから、保護者との協議を十分に行い、指導方針や内容についての共通理解を図り、連携・協力して指導を行います。

カ. 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、関係機関と連携して毅然とした指導を行います。

犯罪行為として取り扱うべきいじめが発生した場合や、学校だけで解決が困難な事態が発生した場合は、高槻警察署少年係や茨木少年サポートセンター、吹田子ども家庭センター等と連携して指導を行います。

2 いじめ対策のための組織

(1) 名 称 いじめ不登校対策委員会

(2) 構成員 いじめ不登校対策委員会は、基本的に、校長、教頭、首席、児童生徒支援コーディネーター、担任、養護教諭などにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 開催 月1回を定例会とし、いじめ（疑いを含む）を把握した際は、緊急開催（原則24時間以内）とする。

(4) 役割

①未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処ため、各学年の実態やいじめの疑いに関する情報、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人関係に関する悩みを含む。）があった時には、他の業務に優先して緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び 関係児童に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握を組織的に行い、いじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援や加害児童に対する教育的指導、事案への対応方針の決定と被害・加害の保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行）

3 未然防止の取組

誰もが、いじめの加害者にも被害者にもなり得るものであることを踏まえ、以下の教育活動を通して、いじめの未然防止に取り組みます。

(学級経営)

- ① 日常の指導を通して、児童一人ひとりに次のような認識を育てます。
 - ア. いじめは人間として絶対に許されないということ
 - イ. いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということ
 - ウ. いじめを大人に伝えることは正しい行為であるということ
- ② 児童の発達段階を踏まえ、グループ内での児童の人間関係の変化を的確に捉え、学級経営やグループ指導を行います。
- ③ 教職員の何気ない言動が児童に大きな影響力をもつことに十分留意し、教職員自身がいじめを助長するような言動は厳に慎みます。
- ④ 児童一人ひとりの安心・安全を第一優先にし、他者理解の力を育み、心理的居場所が確立される集団作り、学級経営を行います。

(日常的な指導)

- ① 学校生活における様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと理解させ、健全な成長が図られるように温かく、そして粘り強く指導します。
- ② いじめを受けた児童が、友人、教職員、保護者に相談できるよう、児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示します。
- ③ 教育センターの教育相談や『はにたんの子どもいじめ110番』等、校内外の相談場所を周知します。

(道徳科の時間)

道徳科の指導を通して、次のような道徳的実践力を育成します。

- エ. 自尊感情を育て、自ら主体的に考え、判断することができる。
- オ. 他者に対して思いやりや信頼の気持ちを持ち、共に支え合える。
- カ. お互いの違いを認め合い、高まり合える集団を創ろうとする。
- キ. 差別や偏見がなく、すべての人の権利が尊重される社会をつくるために行動しようとする。

(特別活動)

特別活動の指導を通して、次のような資質・能力を育成します。

- ア. 一人ひとりが学級の役割を分担し、係や班活動を通して、学級生活や学校生活の向上に努める態度を育てる。
- イ. お互いの人格を尊重し、学年や学級の課題について自分事として考え、一人ひとりの思いや願いを大切にし、話し合い活動を通して解決する力を育てる。
- ウ. 学級活動や児童会活動などの場を活用し、児童自身が学校や学級を作っていく一人として、いじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組めるようにする。

早期発見の取組

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることを十分認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ちます。

また、いじめを積極的に認知するため、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努めます。

(日常的な観察)

- ① 日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めます。
- ② 児童や保護者からのいじめの訴えや情報については、真剣に受け止め、すみやかにいじめ不登校対策委員会において情報交換するなど、適切かつ迅速な組織対応を図ります。
- ③ 生徒指導上の課題が多くあるときには、同時にいじめが起こっている場合もあることに留意し、一人ひとりの状況把握をより丁寧に行います。

(アンケート・教育相談の実施)

① いじめ調査アンケート

- ・児童対象 ほっとアンケート（毎月実施予定）
- ・児童対象 学校生活アンケート（年４回実施予定）
- ・保護者懇談、学級懇談会、学年懇談会
（家庭訪問：４月、個人懇談会：７月・１２月、学級・学年懇談会：４月、２月）
- ・アセスメントシートの活用（生徒指導部）
- ・スクリーニングシートの活用（学年部、生徒指導部）

② いじめ相談体制

- ・児童支援加配
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（月１回）
- ・他の教育相談窓口の周知
- ・教育センターの教育相談、はにたんの子どもいじめ１１０番

③ 校内研修

- ・校内いじめ対策研修（児童の実態交流）（毎月：生徒指導部）
- ・七中校区合同いじめ防止研修（小中の段差解消、いじめ防止、児童理解）
（毎月：連携会議）

④ その他

- ・学校だより、学級通信、学年通信、連絡帳など

(特に配慮が必要な児童)

特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携や周囲の児童の理解を深める指導を行います。

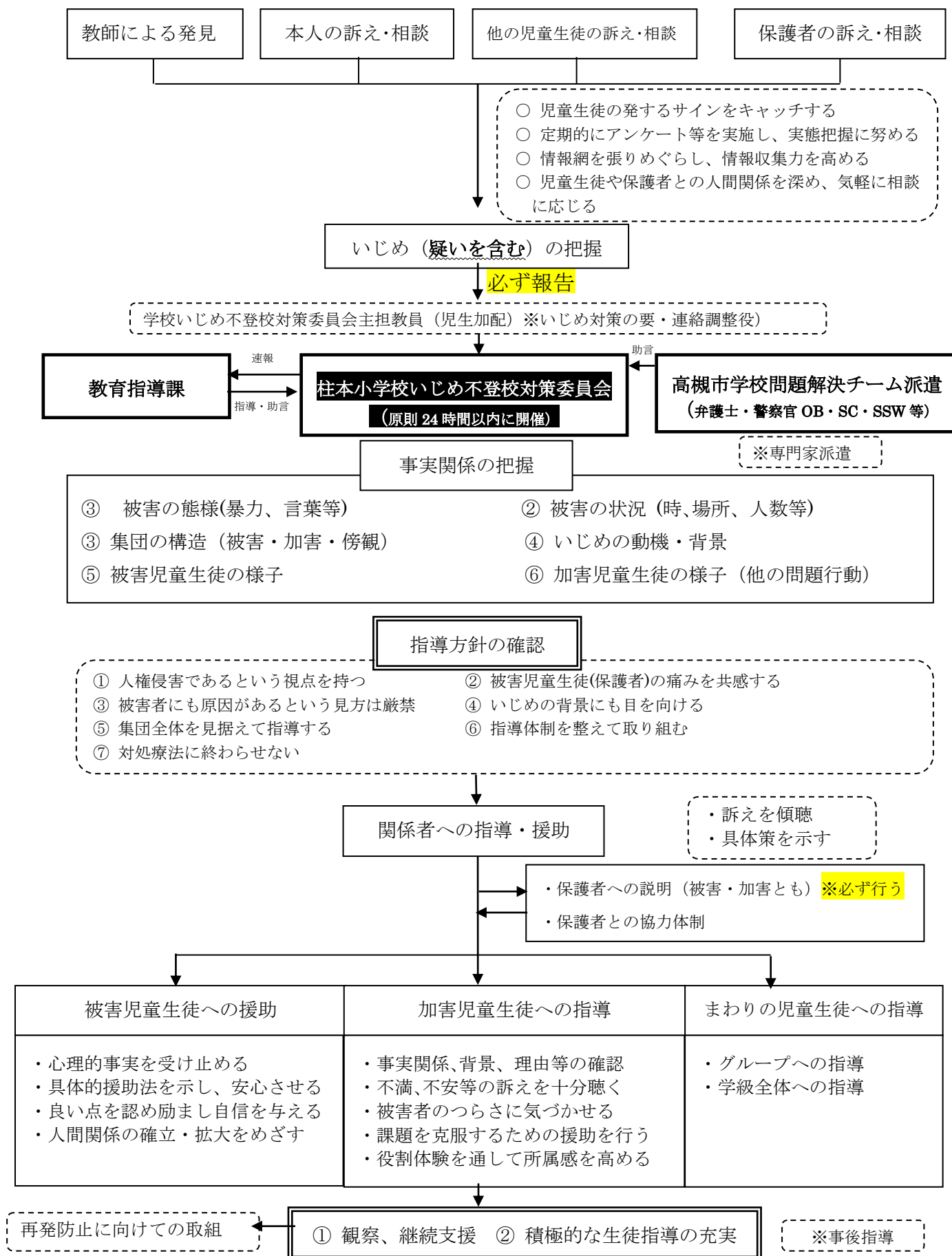
(校内研修の実施)

- ① いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、児童理解を深める研修や事例研究などの実践的な研修を実施します。

5. いじめに対する措置

いじめの兆候に気づいた場合は、基本的には下記の流れで組織的な対応を行います。

学校いじめ事案対応フローチャート



(組織的な対応)

- ① いじめ不登校対策委員会を中心にきめ細かな状況把握と適切な指導と支援に努めます。

(事実関係の究明)

- ① いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集を行い、正確な事実関係の把握を迅速に行います。
- ② いじめの兆候を発見した場合は、いじめを受けた児童からの訴えが弱いことを理由に事案を軽視したり、いじめを行った側といじめを受けた側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないように努めます。

(いじめを行った児童への指導・措置)

- ① いじめを行った児童に対しては、教育的配慮をしつつ、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ② いじめを行った背景について、より正確な事実関係を行い、適切な教育的指導を行います。
- ③ いじめ行為をくり返すなど、深い反省が見られない児童に対しては、一定期間、校内において、通常の学級とは異なる場所で特別の指導計画を立てて指導をします。
- ④ ②の指導を行っても改善が見られない場合や、いじめの状況が一定の限度を超える場合※には、いじめを受けた児童を守るために、いじめを行った児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりします。

※ 暴行や傷害、恐喝など犯罪行為に当たるような行為については、警察との連携を積極的に図っていきます。

- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行います。

(いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応)

- ① いじめの解決に向けての様々な取組を進め、徹底して守り通します。
- ② いじめを受けた児童の立場に立って、児童が望む場合は、緊急避難としての措置を検討します。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障が生ずることのないように十分留意します。
- ③ いじめを受けた児童に配慮するという観点から、必要な場合は、班や座席替えなども検討します。

- ④ いじめを受けた児童の心のケアのため継続的に話を聞く場をもち、保護者と連携を図りながら支援を行います。

(いじめの解消)

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とするのではなく、その後の様子を学校全体で丁寧に見守り、下記のア、イをもって、解消とみなします。

ア． いじめの行為が止んでいること

概ね3ヶ月間、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること。

イ． 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も児童の様子を見守ります。

2. その他

(1) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ防止基本方針については、年度初めに説明するとともに、ホームページでも公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。
- ② いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応します。また、PTA役員、学校運営協議会委員や地域の代表者への情報提供や意見交換の機会を設け、家庭・地域社会との連携を積極的に図ります。
- ③ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、情報提供を行うことにより、児童の健全育成や人格形成のために、保護者や地域住民の協力を求めます。

(2) インターネット上のいじめへの対応

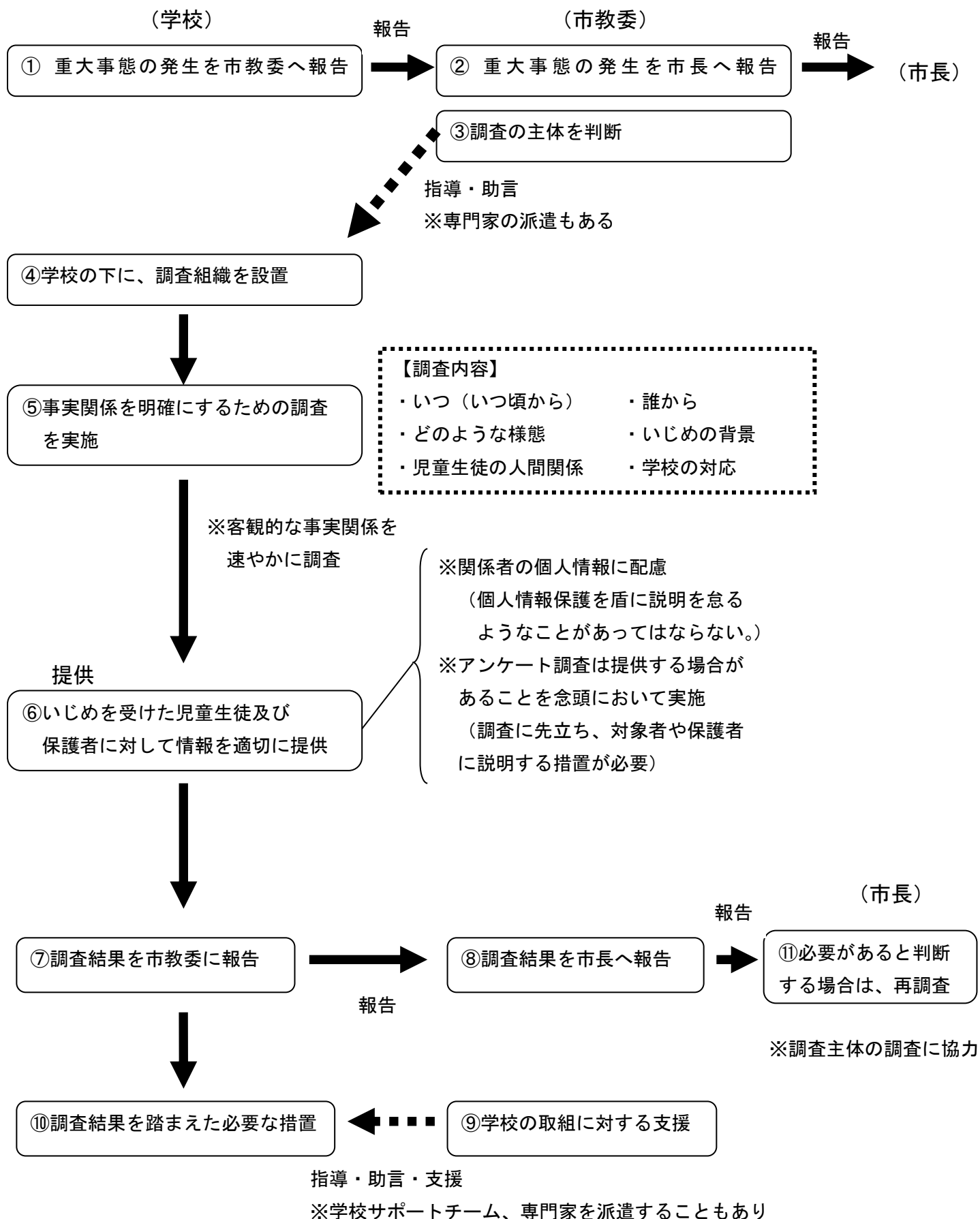
- ① インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、保護者と連携して、書き込み箇所の内容を確認するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行います。
- ② 書き込みへの対応については、被害にあった児童及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該児童の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署、教育委員会等、外部機関と連携して対応します。
- ③ インターネットやSNS（LINE等）には、いじめを生み、拡大させる土壌があることや、参加者は意図がなくても加害者になるという危険性があることを十分に認識し、トラブルの早期発見に努めます。
- ④ ネットトラブルは、学校では発見しにくいことから、学校と保護者の連携や、保護者同士の連携協力をお願いします。
- ⑤ 情報リテラシーに関する教育を進め、「情報の受け手」や「情報の発信者」として必要な知識・能力を育成します。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ア. 重大事態の疑いがある旨を、教育委員会にすみやかに報告します。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案を調査する組織を設置します。
- ウ. 上記組織を中心として、いじめの事実関係や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

重大事案への対応フロー（学校が調査主体となる場合）



いじめ防止等に関する年間計画

	児童会活動 委員会活動	学級活動	総合学習など	アンケート 教育相談	研修	いじめ防止等
4月	1年生歓迎会 学校生活目標 (児童会)	学級開き	友だちとの関わり方	個人懇談 はしらっこアンケート 生活ほっとシート	特別支援学級・ 渡日児童交流 校区合同学年会 校内研修	子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流
5月	学校生活目標 (6年生) あいさつ運動		キャリア教育	個人懇談 生活ほっとシート	校内研修	個人懇談 学校協議会 子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流 スクリーニング
6月	学校生活目標 (4年生)		人権問題学習 キャリア教育	学校生活アンケート 生活ほっとシート	校内研修 校区合同研修	子どもの実態交流 集団作り取組交流 生徒指導部会 事例交流
7月	柱本小祭り 夏休みの過ごし方 学校生活目標 (3年生)		平和学習 キャリア教育	個人懇談 生活ほっとシート はしらっこアンケート	校内研修 校区合同研修	子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流 スクリーニング アセスメントシート
8月		班活動	体験学習		校内研修	子どもの実態交流 旧学期末集約 生徒指導部会 事例交流
9月	学校生活目標 (2年生)	係活動	体験学習	生活ほっとシート		子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流
10月	折り鶴集会 学校生活目標 (美化委員会)	実行委員会	折り鶴集会 体験学習	学年懇談会 生活ほっとシート	校内研修	子どもの実態交流 集団作り取組交流 生徒指導部会 事例交流 スクリーニング
11月	運動会 観劇・音楽鑑賞 学校生活目標 (図書委員会)	異学年交流	多文化共生学習 地域学習 体験学習	生活ほっとシート はしらっこアンケート	校区合同研修	子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流 アセスメントシート
12月	作品展 冬休みの過ごし方 学校生活目標 (保健体育委員会)	ソーシャルスキル トレーニング キャリアパスポート	障がい理解学習 修学旅行報告集会	個人懇談 生活ほっとシート	校区合同学年会	子どもの実態交流 集団作り取組交流 旧学期末集約 生徒指導部会 事例交流 スクリーニング
1月	学校生活目標 (給食委員会)		キャリア教育	生活ほっとシート	校区合同研修	子どもの実態交流 生徒指導部会 事例交流
2月	たんぼぼさんありが とうの会 学校生活目標 (1年生)		キャリア教育	学年懇談会 生活ほっとシート はしらっこアンケート	校内研修	子どもの実態交流 検証・総括 生徒指導部会 事例交流 アセスメントシート
3月	6年生を送る会 学校生活目標 (5年生)		キャリア教育	生活ほっとシート	新一年生実態交流 引き継ぎ交流	子どもの実態交流 学校協議会 年度末総括 生徒指導部会 事例交流 スクリーニング

児童個別チェックシート【教員用】

1、登校時・朝の会等

- ☐ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ☐ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ☐ 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気のない、浮かない顔をしている。
- ☐ 教師と視線を合わせないようとしないう。
(教師の目を避けている。)
- ☐ 教師の問いかけに答えようとしないう。
(何かごまかそうとしている。)

2、登校時・朝の会等

- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ☐ 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- ☐ 元気のない、浮かない顔をしている。
- ☐ 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- ☐ 一人で活動することが多い。
- ☐ グループ活動等で、机と机が離れている。
- ☐ いつも準備や片付けをさせられたりする。
- ☐ 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3、給食（昼食）時

- ☐ 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- ☐ 給食が他人に食べられている。
(食べ散らかされている)
- ☐ グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

4、休み時間

- ☐ トイレ等に関じこもりがちである。
- ☐ 階段の上がり下がりをおり返すなど、一人で時間を潰している。
- ☐ 体育館の裏やトイレ、物かげなど、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- ☐ プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- ☐ 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- ☐ 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書館等にいることが多く、一人になりたがらない。

5、その他

- ☐ 学級内で問題が生じると、特定のこどもの名前がすぐにあがる。
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- ☐ 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。
- ☐ 今まで付き合っていたグループから離れた。
- ☐ 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- ☐ 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散らかっている。
- ☐ 徴収金等を急に滞納し始めた。
- ☐ 学級写真等の顔にいたずらをされていた。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。



いじめ事案の初期対応時のチェックリストシート



教員用

☐ いじめの相談や訴え
に対して、親身になって
受け止めた。

☐ 被害児童から、
いじめの内容について
十分に話を聞くことが
できた。

☐ 被害児童の生命の
安全を最優先し、安全
確保を行った。

☐ 初期対応の重要性を
認識し、管理職への通報
を迅速かつ的確に行っ
た。

☐ 個人ではなく、管理
職を中心にした体制の
もと、チームを組織して
対応した。

☐ 被害児童や保護者の
気持ちや思いを十分に受
け止めている。

☐ 加害児童や関係する
児童に対し、事実と経過
を複数の教職員で確認す
ることができた。

☐ 事実確認と指導を
明確に区別し、冷静かつ
客観的に事実確認を行う
ことができた。

☐ 当該児童の保護者
に、複数で家庭訪問を行
い、保護者同席で事実確
認を行った。

管理職

☐ 職員会議を行い、
全教職員でいじめの状況
と対応を確認して意思
統一を図った。

☐ 市教委にいじめへの
対応に関する第一報等
を行った。

☐ 必要に応じて、吹田
こども家庭センターや
高槻警察、教育センター
等の関係機関に相談
した。

生活ほっとシート

★()月～の自分の心

()年()組()番 名前()

今の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。

あてはまるものを下の1～4の中から一つずつ選び、数字に○をつけましょう。

- 1 「あてはまる」 2 「どちらかといえば、あてはまる」
3 「どちらかといえば、あてはまらない」 4 「あてはまらない」

学校が楽しい	友だち・休み時間は？	1	2	3	4
	学習は？	1	2	3	4
みんなで何かをするのは楽しい	休み時間は？	1	2	3	4
	学習中は？	1	2	3	4
授業にすすんでとりくんでいる		1	2	3	4
		(特に)			
授業がよくわかる		1	2	3	4
		(特に)			

新しい学年が始まってから、次のようなことをこの学校のだれか(お友だち)からされたり、反対にこの学校のだれか(お友だち)にしたいしましたか。

あてはまるものを下の1～4の中から一つずつ選び、数字に○をつけましょう。

- 1 「まったくなかった」 2 「1回あった」
3 「2、3回あった」 4 「4回以上あった」

たたかれたり、けられたり、強くおされた(ぼうりよくをうけた)	1	2	3	4
ぼうりよくではないが、いじわるされたり、いやな思いをさせられたりした	1	2	3	4
たたいたり、けったり、強くおしたりした(ぼうりよくをふるった)	1	2	3	4
ぼうりよくではないが、いじわるをしたり、いやな思いをさせたりした	1	2	3	4

今月の生活目標について

- 1 「守れた」 2 「だいたい守れた」
3 「あんまり守れなかった」 4 「守れなかった」

4月の生活目標

は守れましたか？ 1 2 3 4

自分やクラス、学年について今思っていることや感じていることを書きましょう。(がんばっているところやいいなと思うところ、今困っていること、いじわるされている子を見た…など)



はしらっこアンケート



令和6年度 学校生活アンケート（4～6年）

（ ）年（ ）組（ ）番 名前（ ）

※実施はフォーム

次の質問について、あなたのことを教えてください。

今の学校生活について、あなたはどうか。

あてはまるものを下の1～4の中から一つずつ選び、数字を書きましょう。

- 1 「できた・あてはまる」 2 「どちらかといえば、できた・あてはまる」
3 「どちらかといえば、できなかった・あてはまらない」 4 「できなかった・あてはまらない」

がっこうせいかつ 学校生活について		4月	7月	11月	2月
1	がっこう い 学校に行くのは楽しいと思う				
2	みんなで何かにするのは楽しい				
3	クラスは居心地がよく楽しい				
4	まわ ひと あんしん 周りの人は安心して生活している				
5	ひと やく た 人の役に立っている				
6	しょうらい ゆめ もくひょう 将来の夢や目標を持っている				
7	ちいき しゃかい 地域や社会をよくするために なに かんが 何をすべきか 考えることがある				
8	じぶん 自分にはよいところがあると思う				
9	げっかんもくひょう いしき こうどう 月間目標を意識して行動できた				

がっこうせいかつ じゅぎょう 学校生活や授業について		がつ 4月	がつ 7月	がつ 11月	がつ 2月
10	あきらめずに取り組もうとしている				
11	自分のやりたいことや何かに向けて、チャレンジしようとしている				
12	(間違ったり失敗したりすることも含めて)先生は自分のことを認めてくれる				
13	授業がよくわかる				
14	授業に進んで取り組んでいる				
15	授業では(学んだことを生かして)自分の考えを書いたりまとめたりしている。				
16	話し合い活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりしている。				
17	外国語の授業が好きだ				
18	英語を使って話してみようと思う				
19	いろいろな国の文化(言葉・文字・食事・遊びなど)を知り、お互いの国の違いを学ぶことができた				

がくしゅう 「学習のやくそくについて」		4月	5・6・7 月	8～11月	12～2月
19	学習に必要なものをそろえる				
20	授業に間に合うように用意をし、チャイムやオルゴールを守る				
21	授業の始めと終わりのあいさつをする				
22	先生や友だちの話は、話し手の方を向き、最後までだまって聞く				
23	自分の考えは、立って発表する				

ありがとうございました。



はしらっこアンケート



れいわ6ねんど がっこうせいかつアンケート（1～3ねん）

（ ）ねん（ ）くみ（ ）ばん なまえ（ ）

つぎのしつもんについて、あなたのことをおしえてください。

いまのがっこうせいかつについて、あなたはどうか。**※実施はフォーム**
あてはまるものをしたの1～4のなかから一つずつえらび、すうじをかきましょう。

1「できた・あてはまる」

2「どちらかといえば、できた・あてはまる」

3「どちらかといえば、できなかった・あてはまらない」

4「できなかった・あてはまらない」

がっこうせいかつについて		4 がつ	7 がつ	11 がつ	2 がつ
1	がっこうにいくのは たのしいと おもう				
2	みんなでなにかをするのは たのしい				
3	クラスはいごこちがよく たのしい				
4	まわりのひとは あんしんして せいかつしている				
5	ひとのやくにたっている				
6	しょうらいの ゆめや もくひょうを もっている				
7	ちいきや しゃかいを よくするために なにを すべきか かんがえることが ある				
8	じぶんには よいところが あると おもう				
9	げっかんもくひょうを いしきして こうどうできた				

がくしゅうについて		4 がつ	7 がつ	11 がつ	2 がつ
10	じゅぎょうが よくわかる				
11	じゅぎょうに すすんでとりくんでいる				
12	じゅぎょうでは、ノートやプリントにじぶんのかんがえを かくことができた				
13	じゅぎょうでは、じぶんのいけんや かんがえを ともだち につたえることができた				
14	がいこくこのじゅぎょうが すきだ				
15	えいごをつかって はなしてみようとおもう				
16	いろいろなくにのぶんか（ことば・もじ・しょくじ・あそびなど） をしり、おたがいのくにのちがいを まなぶことができた				

「がくしゅうのやくそく」について		4 がつ	5・6・7 がつ	8～11 がつ	12～2 がつ
17	がくしゅうにひつようなものをそろえる				
18	じゅぎょうにまにあうようによういをし、 チャイムやオルゴールをまもる				
19	じゅぎょうのはじめとおわりの あいさつをする				
20	せんせいやともだちのはなしは、はなしてのほ うをむき、さいごまでだまってきく				
21	じぶんのかんがえは、たってはっぴょうする				

ありがとうございました。

<高槻市の相談窓口>

- 『はにたんの子どもいじめ110番』
([高槻市ホームページトップページ](#)>[分類で探す](#)>[くらし・手続き](#)>[各種相談](#)>[いじめに関する相談](#)>[いじめを見つけたときはお知らせください](#)
と検索していただきますと、いじめに関するページにつながります。
- 高槻市教育センター
『電話教育相談』 072-673-0783 (予約は不要)
*12:30~16:30 月~金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
『面接教育相談』 072-668-5855 (予約が必要)
*予約の受付 10:00~17:00 月~金曜日(土日祝日・年末年始を除く)

<大阪府の相談窓口>

- 『すこやか教育相談24』
0120-0-78310 (※平成28年4月1日より番号が変更されています。)
*24時間対応の電話相談窓口です。
*IP電話からはかかりません。
- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』
[すこやかホットライン\(子どもからの相談\)](#)
06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
[さわやかホットライン\(保護者からの相談\)](#)
06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
[しなやかホットライン\(教職員からの相談\)](#)
06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
*電話相談 月曜日~金曜日 9:30~17:30 (祝日・年末年始は休み)
*Eメール相談 24時間受付(回答は後日になります)
*FAX相談 FAX番号(06-6607-9826)
- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』
0120-928-704 (18歳未満のみの対応 無料電話)
06-4394-8754 (保護者からの相談も対応 通話料がかかります)
*大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。
*10:00~20:00 月・火・木曜日(祝日・休日) ありがとうございました。
- LINE 相談(すこやか相談@大阪府)
*相談受付日時 毎週月曜日 17:00~21:00
(学校より配布されているカードのQRコードを読み取りご利用ください)